

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則	(道路課)	一
○鳴瀬川水系深川筋深川排水樋門操作規則	(河川課)	四
○鳴瀬川水系田川筋賀美石排水樋門操作規則	(同)	五
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則	(都市計画課)	六

規 則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第百六号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立体横断施設に設けるエレベーター及び傾斜路)

第二条 条例第十三条本文の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

- 一 籠の内法幅は一・五メートル以上とし、内法奥行きは一・五メートル以上とすること。
- 二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあつては、内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とすること。
- 三 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては九十センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては八十センチメートル以上とすること。
- 四 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第二号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- 五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- 六 籠内の左右両側に手すりを設けること。
- 七 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- 八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- 九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- 十 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- 十一 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- 十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とすること。
- 十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到達する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- 2 条例第十三条ただし書の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。
 - 一 有効幅員は、二メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートル以上とすることができる。
 - 二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、設けないこと。

四 二段式の手すりを両側に設けること。

五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。

八 傾斜路の両側には、立ち上がり部分及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合には、柵その他これに類する工作物を設けること。

十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

(立体横断施設に設けるエスカレーター)

第三条 条例第十四条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。

二 踏み段の表面及びくし坂は、滑りにくい仕上げとすること。

三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

五 くし坂の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし坂と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

七 踏み段の有効幅は、一メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。

八 昇降口の両側に設ける手すりの水平部の長さは、それぞれ一・二メートル以上とすること。

(立体横断施設に設ける通路)

第四条 条例第十五条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とし、通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めると。

面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

三 二段式の手すりを両側に設けること。

四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

六 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(立体横断施設に設ける階段)

第五条 条例第十六条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 有効幅員は、一・五メートル以上とすること。

二 二段式の手すりを両側に設けること。

三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

四 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

六 路面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

八 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

九 階段の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合には、柵その他これに類する工作物を設けること。

十 階段の高さが三メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。

十一 踊場の踏幅は、直階段の場合にあつては一・二メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

(障害者用駐車施設)

第六条 条例第十九条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けると。

二 有効幅は、三・五メートル以上とすること。

三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数

に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあっては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとする。

(障害者用停車施設)

第七条 条例第二十条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

二 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

三 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(自動車駐車場に設ける歩行者の出入口)

第八条 条例第二十一条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル以上とすること。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(自動車駐車場に係る通路)

第九条 条例第二十二条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とすること。

二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(自動車駐車場に係るエレベーター及び傾斜路)

第十条 条例第二十三条第一項本文の規則で定める構造については、同条第二項に規定する出入口に近接して設けるエレベーターに係るものを除き、第二条第一号から第四号までの規定を準用する。

2 条例第二十三条第一項ただし書の規則で定める構造については、第二条第二項の規定を準用する。

3 第二条第一項の規定は、条例第二十三条第二項に規定する出入口に近接して設けるエレベーターについて準用する。

(自動車駐車場に係る階段)

第十一条 第五条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(障害者用駐車施設に設ける便所)

第十二条 条例第二十五条の規則で定める構造は、次に定めるとおりとする。

一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限り)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 条例第二十五条に規定する便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第十三条 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

一 条例第二十二条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、第九条各号に定める構造とすること。

二 出入口の有効幅は、九十センチメートル以上とすること。

三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

五 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に定める構造とするものとする。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

三 腰掛便座及び手すりを設けること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

第十四条 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第十二条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

鳴瀬川水系深川筋深川排水樋門操作規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

鳴瀬川水系深川筋深川排水樋門操作規則

(趣旨)

第一条 この規則は、加美郡加美町新川原地内の鳴瀬川水系深川筋深川排水樋門（以下「樋門」といふ。）の操作に關し必要な事項を定めるものとする。

(操作の目的)

第二条 樋門の操作は、鳴瀬川の洪水による深川への逆流を防止し、深川の流水の正常な機能を維持することを目的とする。

(操作水位測定地)

第三条 樋門の操作の水位は、加美郡加美町新川原地内の鳴瀬川量水標の水位（以下「鳴瀬川水位」といふ。）を使用するものとする。

(管理者)

第四条 北部土木事務所長（以下「所長」といふ。）は、この規則に基づき樋門の操作及び維持管理を行うものとする。

(平水時の操作)

第五条 所長は、鳴瀬川水位が、T・P二四・一六メートル未満であるときは、次条第二号に規定する場合を除き、常に樋門を開扉しておくものとする。

(洪水時の操作)

第六条 所長は、鳴瀬川水位が、T・P二四・一六メートルを超えるおそれがあるときは、次に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

一 鳴瀬川から深川への逆流が始まるまでの間においては、樋門を開扉しておくこと。

二 鳴瀬川から深川への逆流が始まったときは、樋門を開扉すること。

三 樋門を開扉している場合において、樋門の上流側の水位がその下流側の水位より高くなつたときは、これを開扉すること。

(操作の特例)

第七条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前二条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(点検及び整備)

第八条 所長は、樋門を操作するために必要な機械器具等について、出水期（六月一日から十月三十一日までの期間をいう。）にあつては毎月一回以上、その他の期間にあつてはおおむね二月に一回以上、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保たなければならないものとする。

(洪水警戒体制の実施)

第九条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとるものとする。

一 県災害対策本部若しくは県水防本部から警戒指令が発令されたとき、又は仙台管区気象台から西部大崎地域を対象とした大雨警報若しくは洪水警報が発令されたとき。

二 鳴瀬川水位がT・P二四・一六メートルを超えるおそれがあるとき。

三 その他洪水の発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第十条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

一 洪水時において樋門を適切に管理することができる要員を確保すること。

二 樋門を操作するために必要な機械器具等の点検及び整備を行うこと。

三 樋門の管理に必要な気象及び水象の観測並びに関係機関との連絡及び情報の収集を密にするこ

と。

四 その他樋門の管理上必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第十一条 所長は、洪水が終わつたとき、又は洪水が発生するおそれなくなつたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(操作上の配慮)

第十二条 所長は、樋門の操作に当たっては、樋門の上流又は下流の水位に急激な変動が生じないように配慮するものとする。

(通知及び警告)

第十三条 所長は、樋門を操作することにより鳴瀬川及び深川の上流又は下流において危害の生ずる

おそれがあると認めるときは、あらかじめ関係機関に通知するとともにその他必要な警告をするものとする。

(操作に関する記録)

第十四条 所長は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の理由
- 四 操作の際に行った通知及び警告の内容
- 五 その他参考となるべき事項

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のために必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳴瀬川水系田川筋賀美石排水樋門操作規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

鳴瀬川水系田川筋賀美石排水樋門操作規則

(趣旨)

第一条 この規則は、加美郡加美町米泉字落合地内の鳴瀬川水系田川筋賀美石排水樋門(以下「樋門」という。)()の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(操作の目的)

第二条 樋門の操作は、田川の洪水による筋川への逆流を防止し、筋川の流水の正常な機能を維持することを目的とする。

(操作水位測定地)

第三条 樋門の操作の水位は、加美郡加美町米泉字落合地内の田川量水標の水位(以下「田川水位」という。)()を使用するものとする。

(管理者)

第四条 北部土木事務所長(以下「所長」という。)()は、この規則に基づき樋門の操作及び維持管理を行うものとする。

(平水時の操作)

第五条 所長は、田川水位が、T・P二九・五〇メートル未満であるときは、次条第二号に規定する場合を除き、常に樋門を開扉しておくものとする。

(洪水時の操作)

第六条 所長は、田川水位が、T・P二九・五〇メートルを超えるおそれがあるときは、次に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- 一 田川から筋川への逆流が始まるまでの間においては、樋門を開扉しておくこと。
- 二 田川から筋川への逆流が始まったときは、樋門を開扉すること。
- 三 樋門を開扉している場合において、樋門の上流側の水位がその下流側の水位より高くなつたときは、これを閉扉すること。

(操作の特例)

第七条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、前二条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(点検及び整備)

第八条 所長は、樋門を操作するために必要な機械器具等について、出水期(六月一日から十月三十一日までの期間をいう。)()にあつては毎月一回以上、その他の期間にあつてはおおむね二月に一回以上、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保たなければならないものとする。

(洪水警戒体制の実施)

第九条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとるものとする。

- 一 県災害対策本部若しくは県水防本部から警戒指令が発令されたとき、又は仙台管区気象台から西部大崎地域を対象とした大雨警報若しくは洪水警報が発令されたとき。
- 二 田川水位がT・P二九・五〇メートルを超えるおそれがあるとき。
- 三 その他洪水の発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第十条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋門を操作するために必要な機械器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測並びに関係機関との連絡及び情報の収集を密にするこ

と。

四 その他樋門の管理上必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第十一条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(操作上の配慮)

第十二条 所長は、樋門の操作に当たっては、樋門の上流又は下流の水位に急激な変動が生じないよう配慮するものとする。

(通知及び警告)

第十三条 所長は、樋門を操作することにより田川及び筋川の上流又は下流において危害の生ずるおそれがあると認めるときは、あらかじめ関係機関に通知するとともにその他必要な警告をするものとする。

(操作に関する記録)

第十四条 所長は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の理由
- 四 操作の際に行った通知及び警告の内容
- 五 その他参考となるべき事項

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のために必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例平成二十四年宮城県条例第七号。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定公園施設の設置基準)

第二条 条例第三条の規則で定める基準は、次条から第十三条までに定めるところによる。

(園路及び広場)

第三条 条例第三条第一号に掲げる園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。
- ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。

- ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ニ 亦に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。
- ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内にとり踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。

ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「政令」という。）（第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び政令第二十一条第一項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの）（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）（その他

の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

七 次条から第十一条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一百十号）

第一条第一項の主要な公園施設に接続していること。

八 排水溝を設ける場合においては、つえ及び車椅子の車輪が落ちない構造の蓋を設けること。

（屋根付広場）

第四条 条例第三条第二号に掲げる屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

第五条 条例第三条第三号に掲げる休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

三 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

四 条例第三条第六号に掲げる便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第一項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、条例第三条第三号に掲げる管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第六条 条例第三条第四号に掲げる野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口は、第四条第一号の基準に適合するものであること。

二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

四 条例第三条第六号に掲げる便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第七条第一項、第八条及び第九条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。

二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前二項の規定は、条例第三条第四号に掲げる野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第七条 条例第三条第五号に掲げる駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

三 車椅子使用者用駐車施設に通ずる出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの距離をできるだけ短くなるようにする等、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した位置に設けること。

四 排水溝を設ける場合は、つえ及び車椅子の車輪が落ちない構造の蓋を設けること。

(便所)

第八条 条例第三条第六号に掲げる便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりも設けられていること。

2 条例第三条第六号に掲げる便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第九条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
イ 幅は、九十センチメートル以上とすること。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

水 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第一項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

第十條 前条第一項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第十一條 条例第三条第七号に掲げる水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、条例第二条第七号に掲げる手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第十二條 条例第三条第八号に掲げる掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、条例第三条第八号に掲げる標識について準用する。

第十三條 第三条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける

場合は、そのうち一以上は、第三条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。